



# 岐阜県立看護大学キャンパスハラスメント防止に関する基本方針

平成18年11月24日 特別教授会決定

## (1) キャンパスハラスメント防止の基本理念

本学が掲げるキャンパスハラスメント防止の基本理念は、個人としての尊厳と人格の尊重を持って相互に信頼しあう関係の中で実現するものであります。それは、男女の区別、地位や立場に関係のない普遍的な人間関係が築かれていること、すべての人々の基本的人権に基づくものです。

## (2) キャンパスハラスメントの定義

本学はキャンパスハラスメントをさまざまな関係、立場、権力を利用した人権侵害、嫌がらせと定義し、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなどを含む広い概念でとらえています。

キャンパスハラスメントの対象は、教育研究、業務運営、学生自治、学生生活などにおいて本学での教職員、学生が関わるあらゆる活動に関係するすべての者としてとらえます。

## (3) キャンパスハラスメントのない大学にするために

本学が、上記の基本理念に基づきキャンパスハラスメントのないキャンパスを実現し永続できるためには、大学を構成する教職員及び学生がキャンパスハラスメントを十分理解し行動することが必要となります。

大学は以下のことに取り組みます。

- ・大学は、キャンパスハラスメントの問題を全学的な問題として取り組みます。
- ・大学は、構成員の一人ひとりがキャンパスハラスメントへの理解を深めるための教育・啓発活動を行い、その防止に努めます。
- ・大学は、キャンパスハラスメントに対して真摯な対応を行います。そのため充実した相談体制を整備し、速やかで望ましい解決に向け最善の努力を払います。
- ・大学は、キャンパスハラスメントの防止及び対応についての規程等を整備します。

教職員及び学生は以下の事柄を遵守します。

### ①教職員の遵守事項

- ・教職員は、キャンパスハラスメントの意味と本学のキャンパスハラスメント防止に臨む基本方針を理解し、キャンパスハラスメント防止のために自らが行動します。
- ・教職員は、キャンパスハラスメントの問題も含めて職務に関わる事項において、プライバシーの保護に努め、問題の解決に最善を尽くします。

### ②学生の遵守事項

- ・学生は、自己をキャンパスの主体者としてとらえ、他者の人格を尊重し、人権侵害に至ることのないよう行動します。
- ・学生は、日常の自己の行動を振り返り、自己を知る努力をすることによって、他者の立場を理解する想像力を養います。
- ・学生はキャンパスハラスメントについて、いたずらに公言するのではなく、個人としての尊厳に配慮し、責任と自覚を持って行動します。

## (4) 問題解決

- ・問題解決にあたり、被害者のプライバシー保護と不利益を被らないように努めます。
  - ・キャンパスハラスメントの被害救済についての適切な対応を行います。
  - ・すべての人々に虚偽の申し立てを禁止します。
- 